北海道知事高橋 はるみ様

日本共産党北海道委員会 委員長 青 山 慶 二 日本共産党北海道議会議員団 団 長 真 下 紀 子

2019年度北海道予算編成に関する要望

高橋知事が4期目の公約に掲げた「人口減少・危機突破」のスローガンとは裏腹に、本道においては人口減少に歯止めがかかるどころか、その深刻さをより一層増している。人口減少の大きな要因となっているのは、子育て・教育の負担が大きい上、約半数を占める非正規雇用が改善されておらず、若者が安心して人生を設計できる状況にはなっていないことにある。低賃金の引き上げと安定雇用・地域経済の活性化など、人口減少問題を打開する対策が遅々として進んでいない現状は深刻である。

消費税が10%に増税されるならば、道内経済をさらに冷え込ませることにつながるのは必至といえる。個人消費がより一層落ち込み、複数税率とインボイスによって本道経済は大混乱に陥ることが強く懸念される。道民生活の支えと、中小企業等の活性化なくして本道経済の再生はあり得ず、道はくらし・福祉優先の道政へ転換していくことが強く求められる。

4月には知事の改選を控え骨格予算編成となるが、切実な道民生活の向上を行うという精神が十分に反映された予算とするよう強く要望する。

記

1 北海道胆振東部地震からの復興と被災者支援、防災対策の強化を

- (1)災害時における要支援者の一時避難における実態を把握するとともに、避難所等における環境改善を行うこと。
- (2)被災地における福祉施設等の職員の被災状況下における生活環境の保障と負担軽減等の処遇改善を行うよう具体的対応を行うこと。
- (3)被災者生活再建支援制度については、震災により被害を受けた半壊、一部損壊住宅についても対象となるよう制度拡充の措置を講じること。

(4)震災はもとより北電が引き起こしたブラックアウトによって被害を受けた中小企業、酪農家等の損失補填を行うこと。

- (5)道として「復興基金」に独自の財政措置を行うこと。
- (6)非常用発電機の導入助成対象を拡大すること。
- (7)東日本大震災による道内への避難者に対する応急仮設住宅の無償供与支援を継続すること。

2 北海道で安心して暮らせる社会保障の充実

<貧困対策>

- (1)貧困対策の対象を相対的貧困状態まで拡大し、子どもの貧困解消に向けた数値目標と達成期限を明記した総合対策を早期に策定すること。
- (2)ひとり親世帯の貧困率が高い実態に鑑み、特段の対策を早期に講じること。とりわけ、母子世帯の貧困対策の早期具体化を図ること。
- (3)子ども食堂や学習支援等を行う貧困対策事業に対して、国の生活困窮者自立支援事業(子どもの学習支援事業)に上乗せするなど、道独自の助成措置を講ずること。
- (4)学校給食費を無償化するため、自治体への財政支援を行うこと。
- (5)児童養護施設の子弟で大学等進学者に対する給付型奨学金制度を創設すること。
- (6)生保世帯の子供が大学等へ進学する場合の道としての支援を拡大すること。
- (7)生活保護基準額の引き下げを撤回し、元に戻すよう国に求めること。保護の決定にあたっては、行き過ぎた扶養義務の強化は行わないこと。
- (8)生活保護制度についての理解が正しく広がるように広報啓発を強化すること。
- (9)いわゆる「貧困ビジネス」と称される保護費のほとんどをピンハネする悪質業者に対する 実効ある対策を講じること。国に対して「貧困ビジネス」を規制するための法整備を求める こと。

<医療福祉>

- (1)保険者の責務として、国保料の増額に歯止めをかけるべく道独自の財政支援も行い、保険料を協会けんぽ並みに引き下げるべく、計画的に進めること。全国知事会が求めていた1兆円規模の財政措置を行うよう国に強く求めるとともに、道としても財政措置を行うこと。
- (2)自治体で行われている一般会計からの繰入や低所得や子育て世帯に対して払いやすい保険料とする方策を道としても実施すること。保険料算定に当たって所得と関係なく算定される「均等割」、家族数に関わらず世帯単位で徴収される「平等割」は見直しを行うこと。(3)国保資格証明書の発行を止め、保険証が確実に手元に届くよう徹底すること。
- (3)国体員俗証明音の光1を正め、体映証が惟美に十九に囲くより徹底すること。
- (4)生活保護ケースワーカー (CW) の大幅増員を実施し、きめ細やかなソーシャルワークの提供はもちろん、負担軽減の観点からも CW 1 人あたりの担当ケース数を削減すること。

- (5)一貫して増加傾向にある児童相談所職員の負担軽減を実施するべく、国で示した児童福祉司増加対策を道独自で前倒しで実施すること。
- (6)児童福祉法改正に伴う児童相談所への体制を強化すること。
- (7)児童相談所職員の多岐に渡る研修機会の確保とともに、研修費用の助成措置を実施すること。
- (8)口腔ケア対策を見直し、定期的な歯科検診・歯科指導の拡大を推進すること。
- (9)乳幼児医療費助成制度について、全自治体が中学校卒業まで対象拡大が進むよう道の対象年齢を拡大すること。
- 100妊産婦安心出産支援事業の対象を拡大し、周産期医療拡充に向けた対策を講じること。
- (11)引き続き低予算となっているがん対策予算を抜本的に増額すること。受動喫煙対策に際 して、実効性のある条例制定を行うこと。
- 12)医療機関への遠隔通院を余儀なくされている難病、希少がん患者への交通費・宿泊費支援 事業を創設すること。
- (13)社会福祉士・精神保健福祉士等の有資格者が全ての道立病院、保健所等へ配置されるよう 具体的措置を行うこと。
- 14年アンブル依存症対策予算を拡充するとともに、拠点病院数の拡大に取り組むこと。
- (15)後期高齢者医療制度の保険料値上げを抑制するため、財政安定化基金を活用するなどの 具体的手立てをとること。
- (16)医師要請奨学金制度拡充により対象を大幅に拡大し、医師確保対策を強化すること。
- 17)医師・看護師等医療従事者の労働実態を把握し、負担軽減対策を進めること。
- 18難病相談センターを旭川市にも設置し、道内2か所設置とすること。

<介護>

- (1)これまで身体障がい者に限定されている道職員採用において、精神・知的障がい者の採用を行うよう検討を進めること。
- (2)介護保険料のこれ以上の増加を行わず、道として助成措置を講ずること。
- (4)介護福祉士等の介護人材確保のための奨学金制度を拡充すること。
- (5)介護職員の処遇改善に関し、とりわけ「一人夜勤」を解消するため、道として職員体制基準を明確化すること。

<障がい>

- (1)全ての交通事業者が精神障がい者の運賃割引制度を実施するよう、国と道の財政措置を実現・強化すること。
- (2)他科受診等の負担が重くのしかかる精神障がい者の生活実態調査を行い、重度心身障害者医療給付事業の拡大など、効果的な対策を講じること。

- (3)身体障害者療護施設や重症心身障害児施設、知的障害入所更生施設などの入所施設の建設に対する年次計画を立て推進すること。
- (4)グループホーム、ケアホーム等に対する自動火災報知器やスプリンクラー等に対して導入施設に助成措置を講じること。
- (5)JR 札幌駅等のホームドア設置を行い、視覚障がい者が安全に移動できるよう対策を講じること。
- (6)病院や郵便局、図書館、介護施設等への手話通訳配置が可能になるよう、専任通訳者の養成・派遣事業を拡充すること。手話に関する学習教育の機会を拡充し、小中学校等における授業機会の拡充を行うこと。
- (7)北海道における強制不妊手術の実態解明をすすめるため、調査・検証委員会を設置するとともに、道として謝罪と補償を行うこと。

<保育>

- (1)学童保育指導員の拡充を図る上でも、緊急的な処遇改善を道の責任において実施すること。
- (2)学童保育の質の確保の点からも、学童保育指導員の無資格者の導入は行わないよう道としての役割を果たすこと。
- (3)認可保育所の抜本的増設を行うとともに、待機児童ゼロを早期に実現できる予算措置とすること。
- (4)これまでの道の施策では、保育士の処遇改善には至っていない現状を踏まえ、保育士の所 得向上に直接つながる処遇改善策を実施すること。
- (5)認可外保育施設の立ち入り調査実施数が全国平均より大きく低い実態を重く受け止め、全施設の調査が実施できるように万全の体制をとること。
- (6)多子世帯の保育料負担軽減事業を全道で実施できるよう市町村への支援と予算措置を行うこと。

<両性の平等>

- (1)LGBT 相談をワンストップで受け付ける相談窓口を道独自に設置すること。
- (2)LGBT カップルが道営住宅に入居できない差別状態を早期に解消すること。
- (3)性犯罪被害者への支援のさらなる充実を図ること。国から交付される「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」制度を活用し、被害者の医療費の公費負担を行うこと。
- (4)道の女性幹部登用を飛躍的に推進すること。

<教育>

(1)未だに完全実施されていない学校の耐震化を、可及的速やかに全ての未実施校で実施す

ること。

- (2)国の私学助成拡大に伴って実施してきた道独自の助成予算削減をやめ、私学助成予算を 抜本的に増額すること。
- (3)教職員定数を増やすとともに、免許外教科担任の解消を目指すこと。
- (4)部活動指導手当の増額を行うとともに、支給要件の緩和を行うこと。
- (5)国の責任で「30人学級」に踏み出すよう国に求めるとともに、道として30人学級に向けた具体的取り組みを検討すること。
- (6)発達障害児の通級指導教室を増設すること。
- (7)スクールソーシャルワーカーの増員とともに、研修機会が確保されるための研修費用の助成を行うこと。
- (8)道立学校に配分される学校管理費などの予算を増額すること。
- (9)就学援助制度について、市町村及び市町村教育委員会と連携して啓発を強めること。生活保護基準の切り下げによって修就学援助の対象外とされた世帯も、引き続き制度を利用できるよう市町村教育委員会に働きかけるとともに、道として財政支援を実施すること。 (10)特別支援学校の過密や教室不足を解消するため、新規の学校や教室新設を行うこと。 (11)道として公立夜間中学の設置を行うこと。

3 地方交通を守り、道民の足を守る交通政策

<地方路線>

- (1)日高線、根室線など被災した線区を早期に復旧するため、国が責任を果たすよう求めること。
- (2)道内の鉄道路線を維持存続させる意思を示し、あらためて国に抜本的な支援策を求めること。経営安定基金の運用益を当初見込み通り支援するように国に求めること。
- (3)鉄道利用者の減少を招く減便や駅の閉鎖・無人化を見直し、バリアフリー化の促進や貨物利用の拡充など、利便性向上が図られるよう J R 北海道や関連業界等と連携して、鉄路の利用拡大をすすめること。
- (4)老朽化したトンネルや橋梁の設備維持・更新への財政支援を国に求め、安全対策を強化すること。

<新幹線>

- (1)開業以来、年間約100億円の赤字を発生させている北海道新幹線の札幌延伸は、中止・ 凍結を含めて検討し直すよう国とJR北海道に求めること。道財政を新幹線はじめJRの赤 字に穴埋めに使わないこと。
- (2)トンネル残土の処理については、環境破壊や交通傷害の懸念が起きないよう、情報の公開を求め、住民合意が得られない残土処分は行わないよう働きかけること。

<空港民営化>

(1)空港管理の民間委託については、安全性や雇用・地域経済への影響、新幹線との競合、国や道の関与の在り方などについて、道民の合意形成ができるまで開かれた議論を進めるよう努めること。

(2)空港の災害対策にあたっては、民間事業者任せとなることのないよう、道の関与と責任を明確にし、備蓄物資の拡充に取り組むこと。

国直轄である新千歳空港の災害物資の充足について道としてあらゆる機会を通じて拡充を求めること。

4 良質で安定した雇用環境の拡大、中小企業支援等の経済政策の推進

(1)中小企業等における受注機会のさらなる拡大を図るとともに、道の推進方針が適用されないコンセッション方式において中小企業等の受注機会が他と同様に確保されるよう対策を講ずること。

(2)道内では約27万6千人が地域別最低賃金の1.15倍未満の賃金で働いている。最低賃金の引き上げに向けてどうとしての役割を果たすとともに、地域間格差が拡大し続ける現行制度の見直しを国に求めること。

(3)最低賃金を上昇させるためにも中小企業への支援は不可欠である。給与増額に対する賃金助成の拡大や、減税などの支援策を講じること。

(4)中小企業振興基本条例に基づき、これまで削減され続けてきた中小企業振興のための予算を抜本的に増額すること。

(5)全世帯対象の住宅リフォーム助成制度を道として実施すること。

(6)他県と比べ非正規雇用が多い本道の現状に鑑み、正規雇用化に向けた数値目標と抜本的対策を講じること。

(7)先端産業プロジェクトの推進にあたっては特定企業の支援とせず、本道の中小企業を含めた産業振興策とすること。費用対効果の検証をおこない、結果を道民に明らかにすること。

(8)所得税法第56条を廃止し、事業主、家族従業者の働き分を経費として認めるとともに、事業用資産については、1定期間の事業継承を条件に相続税の減免を認めるよう国に求めること。

(9)廃業を選択せずに、事業を継続できるよう抜本的支援を拡充すること。

(10)消費税率の引き上げを行わせないこと。複数税率、インボイス制度の導入をやめさせること。

5 基幹産業である農林水産業の発展

(1)第一次産業の担い手対策を強化すること。

- (2)大規模化偏重の酪農・畜産政策ではなく、多様な家族経営が成り立ち、安心して生産に取り組める酪農・畜産政策を進めること。
- (3)加工原料乳生産者補給金や、肉用子牛生産者補給金の新たな補償基準価格については、生産者が再生産を確保できる水準とすること。
- (4)北海道の農林水産業に重大な影響を与えるTPP11・日EU・EPA・日米 FTA について、政府の影響額試算をうのみにするのではなく、生産者などへの影響を把握し、生産基盤を弱体化させない万全の対策を講じること。
- (5)2019年から始まる国連「家族農業の10年」に合わせて、「家族農業支援行動計画」を策定すること。
- (6)種子条例の制定にあたっては、営利企業に種子市場をゆだねるのではなく、食料安全保障の立場を堅持し、多様で安全・安心な種子を公的機関が責任を持って開発・生産できる体制とすること。
- (7)企業参入を促進させる漁業権の規制緩和ではなく、就業支援や燃油補助対策の強化などで漁協や中小漁業者が主役となる漁業政策をすすめること。

6 不要不急の大型公共事業の見直しを行い、道民生活向上のための予算に

- (1)公共事業は災害対策優先に転換すること。
- (2)沙流川総合開発と幾春別川ダムの事業計画の増額変更は、今後一切同意しないこと。不要不急の大型公共事業への支出を大幅に見直すこと。
- (3)道営住宅の管理戸数を増やし、低廉で良質な公営住宅を提供するとともに、少子高齢社会に対応した住戸改善を道の責任において実施すること。
- (4)道営住宅の集約にあたっては、住民の不安を取り除くよう、情報の伝達に努めること。

7 再生可能エネルギーを拡大し、原発も核のゴミもない北海道を

- (1)ブラックアウトを発生させた北電の責任の所在を明らかにし、発生要因についての検証を道独自で実施すること。
- (2)胆振東部地震において泊原発の外部電源喪失についての情報提供が北電から速やかに行われなかったことを重く受け止め、北電の情報公開の在り方について抜本的改善を行うよう北電に強く働きかけること。
- (3)道有施設の LED 化を速やかに実施すること。
- (4)企業局からの拠出のみが財源となっている北海道新エネルギー導入加速化基金の財源を知事部局からも拠出し、基金規模を抜本的に引き上げること。
- (5)原発推進団体が多数参加している日本原子力産業協会から脱退すること。
- (6)泊原発を再稼働せず廃炉を求めること。道と地元4町村だけの「同意」で再稼働しないこと。

(7)高レベル放射性廃棄物について、幌延を含む道内のいかなる場所でも受け入れないこと。 幌延新地層研究センターについては、閉鎖期日を明示させること。

(8)市民共同発電事業への助成を大幅に増額し、再生可能エネルギー普及拡大の裾野を広げること。

8 憲法と地方自治を守り、道民のための道政へ

(1)北海道を軍事訓練の「適地」とする姿勢を改め、憲法9条の精神を踏まえ、北海道の軍事基地化をストップさせること。

(2)道内でのオスプレイの飛行訓練は行わないよう求めること。帯広空港のオスプレイ基地化を認めないこと。

(3)カジノを含む IR (統合リゾート) の誘致を行わないこと。カジノ誘致関連予算を計上しないこと。

(4)国後島、択捉島の放棄につながる「2島先行返還」による平和条約締結を行わないよう、 北海道として明確な意思表示をすること。北海道の一部である歯舞群島、色丹島の先行返還 は、中間的な条約で処理すること、及び「返還」は主権を伴ったものとするよう国に申し入 れること。

(5)民族共生象徴空間ウポポイの開設にあたっては、アイヌ等先住民族への差別、収奪や強制労働など、負の歴史も含めて後世に伝えるよう努めること。

(6)北海道内の歴史・産業遺産を保存するために、施設の維持、改修・修繕費用、景観保全等の予算拡充と、計画的保全改修を行うこと。

(7)核兵器禁止条約の実現に努めるよう政府に働きかけること。

以上